

# ○作業長等の職務権限規則

制 定 昭和 43 年 10 月 1 日規則第 3 号

(目的)

第 1 条 この規則は、明確な責任のもとに作業集団制の維持と作業能率の向上をはかることを目的とする。

(権限を付与する職)

第 2 条 この規則において、職務権限を付する職は次のとおりとする。

- (1) 作業長
- (2) 作業主任

(職務)

第 3 条 作業長は、上司の命を受け、所属職員の作業遂行を直接指揮する。

2 作業主任は作業長を補佐し、作業長に事故あるときは、その職務を代理する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。